

2023年5月22日

各 位

会 社 名 スミダコーポレーション株式会社
代 表 者 名 代表執行役 CEO 堀 寛 二
証券コード 6817 東証プライム
問 合 せ 先 広報・IR チーム Tel. 03-6758-2470

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、会社法第 416 条第 4 項に基づく 2003 年 10 月 22 日及び 2004 年 7 月 26 日開催の取締役会における決議による委任に従い、2023 年 5 月 22 日付の代表執行役 CEO の決定により、新株式発行及び当社株式の売出しを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本資金調達背景】

地球温暖化の抑制が世界の大きな課題となっている中、温室効果ガス（GHG）排出量の早急な削減を求める声が強まり、世界の EV/xEV の自動車市場全体に占める割合は拡大しています。主要国・地域は、EV の市場シェア拡大につながる政策を打ち出しています。

当社グループは、かけがえのない地球環境を大切にし、健康で継続的な活動を営み、且つ健全な自然環境を次の世代に引き継ぐため、環境保護と資源の有効活用に積極的に取り組んでいます。

そうした中、当社グループは、車載関連及びインダストリー分野での売上高拡大に際して、①EV（電気自動車）、HEV（ハイブリッド電気自動車）向け製品が持続的に増大している状況にあり、また②インダストリー分野ではグリーンエネルギー関連製品への開発資源重点投入が求められてきています。

こうした状況の中、今後一層ビジネスの拡大を目指すうえでは、中国・広州エリアの工場から中国内陸部やベトナムの工場への生産移管により、生産体制の最適化を進めること、車載関連製造ラインにおける自動化ラインを増やして生産性をより高めること、また、研究開発体制を強化するために人員を拡充し、新製品・生産技術開発を加速させることにより、利益性の高い市場向け製品を開発し、市場投入していくことが求められており、EV 案件への新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資、車載関連市場における既存製品の増産対応及び新製品対応のための設備投資、インダストリー関連市場及び家電関連市場において増加している顧客需要に対応するための工場移転及び増床並びに家電関連市場における新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資が必要不可欠となっています。

以上を踏まえ、当社は引き続きコスト競争力を強化しつつも、戦略領域として位置づける車載関連・インダストリー分野への投資・開発により、更なる成長を実現すべく、本資金調達の決定をいたしました。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【本資金調達の目的等】

本資金調達は、①コスト競争力を伴った生産体制の強化、最適地生産、グローバルな最適開発体制を実現すること、及び、②電装化が加速している車載関連事業における高い信頼性、耐久性に応える製品の製造・拡販を主な目的として、製造設備・研究開発設備に係る設備投資資金を確保するためのものです。本資金調達により当社グループの更なる成長に向けた戦略投資を行うとともに、財務基盤の強化が実現できるものと考えています。

なお、本資金調達と同時に実施する株式売出しは、当社の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的として実施するものであります。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の当社普通株式 4,700,000 株
種類及び数
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2023 年 5 月 31 日(水)から 2023 年 6 月 6 日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
公募による新株式発行の募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日までとする。
- (7) 払込期日 2023 年 6 月 6 日(火)から 2023 年 6 月 12 日(月)までの間のいずれかの

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。

- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役 CEO 堀 寛二に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 200,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 2023 年 6 月 7 日 (水) から 2023 年 6 月 13 日 (火) までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 野村証券株式会社が当社株主である Yawata Zaidan Limited（以下「当初売却人」といいます。）より買取る当社普通株式 200,000 株について売出しを行うものであります。
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表執行役 CEO 堀 寛二に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 735,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

で、野村証券株式会社が当社株主から 735,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表執行役 CEO 堀 寛二に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 735,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込
決 定 方 法 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資
資 本 準 備 金 の 額 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が
生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本
準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額
と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 2023年6月27日(火)
- (6) 払 込 期 日 2023年6月28日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役 CEO 堀 寛二に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 735,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、735,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は、会社法第 416 条第 4 項に基づく 2003 年 10 月 22 日及び 2004 年 7 月 26 日開催の取締役会における決議による委任に従い、2023 年 5 月 22 日付の代表執行役 CEO の決定によって、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 735,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2023 年 6 月 28 日（水）を払込期日として行うことを決定しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から 2023 年 6 月 22 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がある限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	27,444,317株
公募増資による増加株式数	4,700,000株
公募増資後の発行済株式総数	32,144,317株
第三者割当増資による増加株式数	735,000株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	32,879,317株 (注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限8,390,478,750円については、7,679,000,000円を2024年12月までに当社連結子会社への投融資を通じて当社グループの設備投資資金に充当し、残額は2023年12月までに財務体質改善のため、有利子負債の返済資金に充当する予定であります。具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。なお、当社は主にカスタム品の受注生産ビジネスを営んでいることから、新製品及び増産対応の設備投資は、顧客からの要請に基づき、当社にて採算性を確認できた案件に対して行っています。車載関連及びインダストリー分野での売上高拡大に際して、EV（電気自動車）、HEV（ハイブリッド電気自動車）向け製品が持続的に増大している状況にあり、またインダストリー分野ではグリーンエネルギー関連製品への開発資源重点投入が求められてきています。そのような背景の下、投融資資金の具体的な資金使途は次のとおりです。

- ① Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.（中国・広東省）においては、EV案件への新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として最大1,817百万円（2024年12月までに支出予定）
- ② SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）においては、インダストリー関連市場及び家電関連市場において増加している顧客需要に対応するための工場移転及び増床を目的とした取得資金として最大948百万円（2024年12月までに支出予定）
- ③ スミダ電機株式会社（日本）においては、インダストリー関連市場における新製品対応の生産設備及び当該案件に対応するための青森工場の増築を目的とした取得資金として911百万円（2023年12月までに支出予定）
- ④ Sumida Electric (JI'AN) Co., Ltd.（中国・江西省）においては、EV案件への新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として801百万円（2023年12月までに支出予定）
- ⑤ Sumida Electric (Changde) Co., Ltd.（中国・湖南省）においては、家電関連市場における新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として760百万円

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2023年12月までに支出予定)

- ⑥ SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd. (中国・上海) においては、EV案件及び車載関連市場における新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として656百万円(2023年12月までに支出予定)
- ⑦ SUMIDA America, Inc. (アメリカ) においては、EV案件への新製品対応のための設備投資資金として636百万円(2024年12月までに支出予定)
- ⑧ 東莞勝美達(太平)電機有限公司(中国・広東省)においては、家電関連市場における既存製品の生産効率向上を目的とした自動化投資資金として586百万円(2023年12月までに支出予定)
- ⑨ SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD. (ベトナム・クワンガイ) においては、車載関連市場における既存製品の増産対応及び新製品対応のための設備投資資金として564百万円(2024年12月までに支出予定)

なお、当社グループの主な設備投資計画について、2023年5月22日現在、その詳細は以下のとおりとなっております。

会社名 事業者名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.	中国・ 広東省	アジア・パ シフィック 事業	製造設備	2,154	337	当社による本件調達資金及び本件調達資金以外からの投融資資金	2023年 1月	2024年 12月	(注. 2)
SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	アジア・パ シフィック 事業	建物 / 製 造設備	950	2	当社による本件調達資金及び本件調達資金以外からの投融資資金	2023年 1月	2024年 12月	(注. 2)
スミダ電機 株式会社	日本	アジア・パ シフィック 事業	建物 / 製 造設備	964	53	当社による本件調達資金からの投融資資金	2023年 1月	2023年 12月	建築予定 面積 4,602.5 ㎡ (注. 2)
Sumida Electric (JI'AN) Co., Ltd.	中国・江 西省	アジア・パ シフィック 事業	製造設備	822	21	当社による本件調達資金からの投融資資金	2023年 1月	2023年 12月	(注. 2)
Sumida Electric (Changde) Co., Ltd.	中国・湖 南省	アジア・パ シフィック 事業	製造設備	764	4	当社による本件調達資金からの投融資資金	2023年 1月	2023年 12月	(注. 2)

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.	中国・上海	EU 事業	製造設備	682	26	当社による本件調達資金からの投融資資金	2023年1月	2023年12月	(注. 2)
SUMIDA America, Inc.	アメリカ	アジア・パシフィック事業	製造設備	636	0	当社による本件調達資金からの投融資資金	2024年1月	2024年12月	(注. 2)
東莞勝美達(太平)電機有限公司	中国・広東省	アジア・パシフィック事業	製造設備	705	119	当社による本件調達資金からの投融資資金	2023年1月	2023年12月	(注. 2)
SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.	ベトナム・クワンガイ	アジア・パシフィック事業	製造設備	835	271	当社による本件調達資金からの投融資資金	2023年1月	2024年12月	(注. 2)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 生産能力増強を目的とするものですが、完成後の増加能力は合理的に算出する事が困難なため、記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行は、当社グループの中長期的な成長を実現するための成長基盤の確立に寄与し、また、自己資本比率が高まることにより、経営の安定性向上と財務体質の強化に繋がるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元として、配当による利益の配分を最優先に考え、連結配当性向 25%~30%を勘案した配当を実施することを基本方針としています。なお、当期の連結業績によってはこの基本方針による配当が適切でない場合には、株主資本配当率 (DOE) 等も考慮した上で、剰余金分配可能額の範囲で株主還元の充実を図っていきます。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当の支払方法につきましては、中間に決定した金額をお支払いします。また、期末は当期の連結業績を反映させ、上記の配当方針に適応した年間配当額となるように期末配当をお支払いする方針です。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金は、財務体質の強化、並びに将来の成長力の維持のために活用していく方針です。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
基本的1株当たり連結当期利益	30.50円	96.68円	187.54円
1株当たり年間配当金	9.00円	28.00円	47.00円
(第1四半期)	(0.00円)	(3.00円)	(-)
(第2四半期)	(0.00円)	(3.00円)	(14.00円)
(第3四半期)	(0.00円)	(11.00円)	(-)
(第4四半期)	(9.00円)	(11.00円)	(33.00円)
実績連結配当性向	29.5%	29.0%	25.1%
親会社所有者帰属持分当期利益率	2.5%	7.4%	12.0%
親会社所有者帰属持分配当率	0.7%	2.1%	3.1%

- (注) 1. 数値は、国際会計基準（IFRS）により作成された連結財務諸表に基づいています。
 2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を基本的1株当たり連結当期利益で除した数値です。
 3. 親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社の所有者に帰属する持分（期首と期末の平均）で除した数値です。
 4. 親会社所有者帰属持分配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり親会社所有者帰属持分（期首と期末の平均）で除した数値です。
 5. 当社は2022年3月25日開催の定時株主総会において、配当の回数を中間配当と期末配当の年2回とする定款変更を行っております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は2023年5月22日現在次のとおりであります。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数（32,879,317株）に対する下記の交付株式残数合計の比率は0.50%となる見込みであります。

発行決定日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額	行使期間
2021年3月25日	111,700株	1円	発行価格994.75円 資本組入額497.38円	自2024年4月1日 至2033年3月31日
2021年3月25日	52,840株	1円	発行価格962.15円 資本組入額481.08円	自2024年4月1日 至2039年3月31日

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
始 値	1,260 円	1,058 円	1,271 円	1,375 円
高 値	1,286 円	1,520 円	1,571 円	1,764 円
安 値	533 円	946 円	745 円	1,297 円
終 値	1,076 円	1,267 円	1,374 円	1,671 円
株価収益率	35.3 倍	13.1 倍	7.3 倍	—

(注) 1. 2023年12月期の株価については、2023年5月19日(金)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
変更はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、当初売却人である Yawata Zaidan Limited 及び当社株主であるヤワタビル株式会社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出しのための売却等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。